(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特許公報(B2)

(11)特許番号

特許第6328045号 (P6328045)

(45) 発行日 平成30年5月23日(2018.5.23)

(24) 登録日 平成30年4月27日(2018.4.27)

(51) Int.Cl.			FΙ		
G06F	21/56	(2013.01)	GO6F	21/56	350
G06F	21/12	(2013.01)	GO6F	21/12	310
G06F	21/60	(2013.01)	GO6F	21/60	
H04L	9/32	(2006.01)	HO4L	9/00	675A

請求項の数 8 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2014-251095 (P2014-251095)	(73) 特許権者	š 317006041	
(22) 出願日	平成26年12月11日 (2014.12.11)		東芝メモリ株式会社	
(65) 公開番号	特開2016-115002 (P2016-115002A)	東京都港区芝浦一丁目1番1号		
(43) 公開日	平成28年6月23日 (2016.6.23)	(74) 代理人	100091982	
審査請求日	平成29年3月1日 (2017.3.1)		弁理士 永井 浩之	
		(74) 代理人	100091487	
			弁理士 中村 行孝	
		(74) 代理人	100082991	
			弁理士 佐藤 泰和	
		(74) 代理人	100105153	
			弁理士 朝倉 悟	
		(74) 代理人	100107582	
			弁理士 関根 毅	
		(74) 代理人	100118843	
			弁理士 赤岡 明	
			最終頁に続く	

(54) 【発明の名称】 メモリデバイス

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1スクリプトを記憶するスクリプト記憶部と、

第2スクリプトを暗号化した第2ハッシュ鍵を記憶するハッシュ鍵記憶部と、

前記第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化するハッシュ計算部と、

前記第1スクリプトを実行するスクリプト処理部と、

通信部と、

前記通信部のネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を記憶する秘匿情報記憶部と <u>、</u>を備え、

前記スクリプト処理部は、前記第1ハッシュ鍵が前記第2ハッシュ鍵と異なる場合に、 前記第1スクリプトに含まれる前記秘匿情報記憶部へのアクセスが可能なスクリプトを実 行しないことで前記第1スクリプトの実行を制限する、メモリデバイス。

【請求項2】

前記第2スクリプトを前記第2ハッシュ鍵へと暗号化可能な署名文字情報を記憶する署名文字情報記憶部を更に備え、

前記ハッシュ計算部は、前記署名文字情報に基づいて前記第1スクリプトを前記第1ハッシュ鍵へと暗号化する、請求項1に記載のメモリデバイス。

【請求項3】

前記スクリプト記憶部に対する外部からのリードライトアクセスを許容するインターフェースを更に備える、請求項 1 に記載のメモリデバイス。

【請求項4】

前記署名文字情報記憶部は、外部からのリードライトアクセスが不可能である、請求項2に記載のメモリデバイス。

【請求項5】

前記署名文字情報記憶部は、前記通信部を通じた外部からのリードライトアクセスが不可能である、請求項4に記載のメモリデバイス。

【 請 求 項 6 】

前記スクリプト記憶部に対する外部からのリードライトアクセスを許容するインターフェースを更に備え、

前記署名文字情報記憶部は、前記インターフェースを通じた外部からのリードライトア 10 クセスが不可能である、請求項 4 に記載のメモリデバイス。

【請求項7】

前記第1ハッシュ鍵は、前記第1スクリプトに一意に対応する情報であり、

前記第2ハッシュ鍵は、前記第2スクリプトに一意に対応する情報である、請求項1に 記載のメモリデバイス。

【請求項8】

第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化する計算部と、

第2スクリプトを暗号化した第2ハッシュ鍵を記憶する記憶部と、

通信部と、

前記通信部のネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を記憶する秘匿情報記憶部と <u>、</u>を備え、

前記計算部は、前記第1ハッシュ鍵と前記第2ハッシュ鍵とを比較し、<u>前記第1ハッシュ鍵が前記第2ハッシュ鍵と異なる場合に、前記第1スクリプトに含まれる前記秘匿情報記憶部へのアクセスが可能なスクリプトを実行しないことで</u>前記第1スクリプトの実行を制御する、メモリデバイス。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明の実施形態は、メモリデバイスに関する。

【背景技術】

[0002]

無線通信機能を備えたSDカードは、ホスト機器の無線通信機能に頼らず、自らの無線通信機能でクラウドサイトへダイレクトにアクセスできる。このようなクラウドサイトへのアクセスは、SDカードに記憶されたスクリプトをSDカードのスクリプト処理部が実行することで行われる。

[0003]

ここで、スクリプトは、コンパイルが不要であるといった利便性を有する。一方で、ソースコードを秘匿できないため、第三者に改変され易い。

[0004]

このため、従来の無線通信機能を備えたSDカードにおいては、スクリプトが第三者に 40 よって改変され、ユーザが意図しないスクリプトが実行されるという問題があった。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0005]

【特許文献1】特許第5410626号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

意図しないスクリプトの実行を制限するメモリデバイスを提供する。

【課題を解決するための手段】

20

[00007]

本実施形態によるメモリデバイスは、スクリプト記憶部と、ハッシュ鍵記憶部と、ハッシュ計算部と、スクリプト処理部と、通信部と、秘匿情報記憶部とを備える。スクリプト記憶部は、第1スクリプトを記憶する。ハッシュ鍵記憶部は、第2スクリプトを暗号化した第2ハッシュ鍵を記憶する。ハッシュ計算部は、第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化する。スクリプト処理部は、第1スクリプトを実行する。秘匿情報記憶部は、通信部のネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を記憶する。スクリプト処理部は、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵と異なる場合に、第1スクリプトに含まれる秘匿情報記憶部へのアクセスが可能なスクリプトを実行しないことで第1スクリプトの実行を制限する。

【図面の簡単な説明】

10

[00008]

- 【図1】本実施形態を示すメモリシステム1のブロック図である。
- 【図2】図1のメモリシステム1におけるメモリデバイス2の動作例を示すフローチャートである。
- 【図3】図1のメモリシステム1におけるメモリデバイス2の動作例を示す模式図である

【発明を実施するための形態】

[0009]

以下、図面を参照して本発明に係る実施形態を説明する。本実施形態は、本発明を限定するものではない。

20

[0010]

図1は、本実施形態を示すメモリシステム1のブロック図である。メモリシステム1は、メモリデバイス2とホストデバイス3とを備える。メモリデバイス2は、例えば無線通信機能を備えたSDカードなどである。ホストデバイス3は、例えばデジタルカメラ、携帯電話機、スマートフォンまたはパーソナルコンピュータといったコンピュータ端末である。

[0011]

メモリデバイス 2 は、ホストデバイス 3 に接続され、ホストデバイス 3 から電源供給を受ける。また、メモリデバイス 2 は、ホストデバイス 3 からのアクセスに応じた処理を実行する。

30

[0012]

図1に示すように、メモリデバイス2は、ホストインターフェース(I/F)21と、バッファ22と、主制御部23とを備える。ホストインターフェース21はホスト1とメモリデバイス2とを接続するインターフェースである。また、メモリデバイス2は、メモリコントローラ24と、NANDフラッシュメモリ25と、通信部26と、秘匿情報記憶部27と、署名文字情報記憶部28とを備える。NANDフラッシュメモリ25は、スクリプト記憶部251およびハッシュ鍵記憶部252を備える。

[0013]

主制御部23は、CPU231と、ROM232と、RAM233とを備える。また、通信部26は、無線通信インターフェース(I/F)261と、無線LAN信号処理部262と、無線通信信号処理部263と、アンテナ264、265とを備える。また、CPU231は、スクリプト処理部2311およびハッシュ計算部2312を備える。

40

[0014]

バッファ 2 2 と、 C P U 2 3 1 と、 R O M 2 3 2 と、 R A M 2 3 3 と、 メモリコントローラ 2 4 と、 無線通信インターフェース 2 6 1 とは、共通のバス B 1 に接続される。また、バッファ 2 2 は、ホストインターフェース 2 1 に接続される。

[0015]

また、メモリコントローラ 2 4 は、NANDフラッシュメモリ 2 5 、秘匿情報記憶部 2 7 および署名文字情報記憶部 2 8 に接続される。また、無線通信インターフェース 2 6 1 は、無線 L AN信号処理部 2 6 2 および無線通信信号処理部 2 6 3 に接続される。また、

10

20

30

40

50

無線 L A N 信号処理部 2 6 2 は、アンテナ 2 6 4 に接続され、無線通信信号処理部 2 6 3 は、アンテナ 2 6 5 に接続される。

[0016]

ホストインターフェース 2 1 は、ホストデバイス 3 に接続可能である。ホストインターフェース 2 1 は、ホストデバイス 3 との接続状態において、ホストデバイス 3 との間で、コマンドの受信やデータの授受などを行う。例えば、ホストインターフェース 2 1 は、ホストデバイス 3 からのライトアクセスにともなって、ホストデバイス 3 から書き込み対象データ (例えば、写真や動画など)を受信する。

[0017]

バッファ 2 2 は、メモリデバイス 2 が処理するデータを一時的に保存する。例えば、バッファ 2 2 は、ホストデバイス 3 からの書き込み対象データを一時的に保存する。

[0018]

N A N D フラッシュメモリ 2 5 は、外部からのリードライトアクセスが自由なユーザデータ領域である。例えば、N A N D フラッシュメモリ 2 5 には、ホストデバイス 3 からのライトアクセスに従って書き込み対象データが書き込まれる。

[0019]

メモリコントローラ 2 4 は、NANDフラッシュメモリ 2 5、秘匿情報記憶部 2 7 および署名文字情報記憶部 2 8 に対して、データの書き込みや読み出しを行う。例えば、メモリコントローラ 2 4 は、NANDフラッシュメモリ 2 5 に対して、ホストデバイス 3 からのライトアクセスに従った書き込み対象データの書き込みや、ホストデバイス 3 からの送信指令に従った送信対象データ(例えば、写真や動画など)の読み出しを行う。

[0020]

通信部 2 6 は、メモリデバイス 2 を外部ネットワークに接続する。外部ネットワークは、例えば、HTTPやHTTPSをサポートするクラウドサイト(インターネット上のサーバ)などである。

[0021]

例えば、メモリコントローラ 2 4 は、NANDフラッシュメモリ 2 5 から読み出した送信対象データを、無線通信インターフェース 2 6 1 へ送信する。そして、無線 LAN信号処理部 2 6 2 は、無線通信インターフェース 2 6 1 から取得された送信対象データを、無線 LAN方式でアンテナ 2 6 4 を通じてクラウドサイトに送信する。

[0022]

また、通信部26は、メモリデバイス2を外部ネットワーク以外の通信先にも接続可能である。具体的には、無線通信信号処理部263は、メモリコントローラ24がNANDフラッシュメモリ25から読み出された送信対象データを、無線通信インターフェース261を介して取得する。そして、無線通信信号処理部263は、取得した送信対象データを、無線LAN以外の通信方式(例えば、近接無線通信)でアンテナ265を通じてポータブル端末(例えば、スマートフォン)に送信する。

[0023]

主制御部23は、メモリデバイス2の全体の動作を制御する。主制御部23の制御は、CPU231がROM232に記憶されているファームウェアを実行することで行う。ファームウェアは、所定のAPI(Application Programming Interface)をサポートしている。

[0024]

ここで、APIは、或るコンピュータプログラムの機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約である。ファームウェアの一部の機能を呼び出す短いプログラムは、このようなAPIに従って記述可能である。ファームウェアのすべてをプログラミングする必要がないので、このようなAPIに従った記述を使う場合、ファームウェアの開発コストは削減可能である。

[0025]

このようなAPIに従った短いプログラムとして、スクリプト言語で記述されたスクリ

プトがある。スクリプトは、機械語への変換や実行可能ファイルの作成などの過程を省略 または自動化する。従って、スクリプトは、そのソースコードを記述したら即座に実行で きるプログラムである。

[0026]

このようなスクリプトの利便性に鑑みて、本実施形態では、ファームェアの一部の機能を呼び出すために、第1スクリプトがスクリプト記憶部251に記憶されている。そして、スクリプト処理部2311は、この第1スクリプトを実行可能である。その結果、ファームウェアにおける一部の機能は、スクリプト処理部2311からの呼び出しに応じて実行可能である。

[0027]

なお、第1スクリプトは、例えば、文字列データなどである。また、スクリプト処理部 2311は、第1スクリプトを実行することで、秘匿された外部ネットワークにアクセス する機能を実行するファームウェアを呼び出して実行してもよい。

[0028]

ここで、第1スクリプトは、外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を取得することを内容とする場合がある。秘匿情報を用いてアクセスする外部ネットワークとしては、例えばOAuthシステムを採用するクラウドサイトなどがある。また、秘匿情報は、外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿すべき情報であり、例えば、ユーザIDやパスワードなどを暗号化したアクセストークンなどである。

[0029]

このような外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報は、秘匿情報記憶部27に記憶されている。したがって、第1スクリプトが秘匿情報を取得することを内容とする場合、第1スクリプトは、秘匿情報記憶部27へのアクセスが可能なスクリプトとなる。

[0030]

そして、第1スクリプトが秘匿情報記憶部27へのアクセスが可能なスクリプトである場合、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトを実行することで、秘匿情報記憶部27にアクセスして秘匿情報を取得できる。さらに、スクリプト処理部2311は、取得された秘匿情報を、通信部26を通じてクラウドサイトに送信することで、クラウドサイトからアクセスの許可を得ることができる。

[0031]

このように、スクリプト処理部 2 3 1 1 が第 1 スクリプトを実行して秘匿情報を取得することで、メモリデバイス 2 は、自らの無線通信機能で外部ネットワークにアクセスできる。例えば、メモリデバイス 2 は、N A N D フラッシュメモリ 2 5 に書き込まれている送信対象データを、ホストデバイス 3 からの送信指令に従ってクラウドサイトにアップロードできる。

[0032]

しかし、第1スクリプトの実行を制限しない場合、スクリプト記憶部251にアクセス した第三者が第1スクリプトを改変し、その結果、第三者が改変後の第1スクリプトに基 づいて秘匿情報を不正取得してしまうおそれがある。そして、第三者が、不正取得した秘 匿情報を悪用して、ユーザがアップロードしたデータに不正アクセスしてしまうおそれが ある。

[0033]

そこで、メモリデバイス 2 は、第 1 スクリプトが改変されることで意図しないスクリプトが実行されることを制限するために、ハッシュ鍵記憶部 2 5 2 と、署名文字情報記憶部 2 8 と、ハッシュ計算部 2 3 1 2 とを備えている。

[0034]

具体的には、ハッシュ鍵記憶部 2 5 2 は、第 2 スクリプトを暗号化した第 2 ハッシュ鍵を記憶している。

[0035]

ここで、第2スクリプトは、改変されていない正規(すなわち真正)の第1スクリプト

10

20

30

40

に一致する。逆に、第2スクリプトは、改変された第1スクリプトと異なる。

[0036]

また、第2ハッシュ鍵は、第2スクリプトに一意に対応する情報であり、第2ハッシュ鍵から第2スクリプトを復号することがほぼ不可能な不可逆的な情報である。第2ハッシュ鍵は、例えば、暗号学的ハッシュ関数(一方向性関数)に基づく所定長さのビット列などであってもよい。

[0037]

また、第2ハッシュ鍵は、正規の第1スクリプトとともにNANDフラッシュメモリ25に書き込まれたものであってもよい。このような第2ハッシュ鍵および正規の第1スクリプトの書き込みは、メモリデバイス2の製造段階で行ってもよく、または、更新の段階で行ってもよい。

[0038]

第1スクリプトおよび第2ハッシュ鍵が更新可能であれば、その目的に合わせた自由な改変が可能であるといったスクリプトの利便性を確保することができる。なお、第1スクリプトおよび第2ハッシュ鍵の更新は、通信部26を用いたサーバとの通信や、ホストデバイス3(例えば、パーソナルコンピュータ)の通信機能を利用したサーバとの通信で行ってもよい。また、第1スクリプトおよび第2ハッシュ鍵の更新は、後述する署名文字情報の更新をともなってもよい。

[0039]

署名文字情報記憶部28は、第2スクリプトを第2ハッシュ鍵へと暗号化可能な署名文字情報を記憶している。署名文字情報記憶部28は、外部からのリードライトアクセスが不可能な秘匿領域である。

[0040]

具体的には、署名文字情報記憶部 2 8 は、ホストインターフェース 2 1 および通信部 2 6 のいずれを経由したリードライトアクセスも不可能である。署名文字情報は、例えば文字列データなどである。

[0041]

ハッシュ計算部 2 3 1 2 は、署名文字情報に基づいて、第 1 スクリプトを第 1 ハッシュ 鍵へと暗号化する。すなわち、ハッシュ計算部 2 3 1 2 は、署名文字情報と第 1 スクリプトとに基づくハッシュ計算を行うことで、第 1 ハッシュ鍵を算出する。第 1 ハッシュ鍵は、第 1 スクリプトに一意に対応する情報である。

[0042]

ハッシュ計算の具体的な態様は、第2スクリプトを署名文字情報に基づいて第2ハッシュ鍵へと暗号化できる手法と同一であれば特に限定されず、例えば、署名文字情報と第1 スクリプトとを、所定のアルゴリズムのハッシュ関数に入力してもよい。

[0043]

ハッシュ計算が正規の第1スクリプトに対して行われた場合、算出された第1ハッシュ 鍵は、第2ハッシュ鍵に一致する。逆に、ハッシュ計算が改変した第1スクリプトに対し て行われた場合、算出された第1ハッシュ鍵は、第2ハッシュ鍵と異なる。

[0044]

そして、スクリプト処理部2311は、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵と異なる場合に、第1スクリプトの実行を制限する。例えば、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに含まれる秘匿情報記憶部27へのアクセスが可能なAPIを実行しない。また、例えば、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトのすべてを実行しないようにしてもよい。

[0045]

したがって、メモリデバイス 2 は、改変された第 1 スクリプトが実行されることを制限できる。そのため、秘匿情報を不正取得されることを防ぐ効果を有する。メモリデバイス 2 の動作の詳細は後述する。

[0046]

50

20

10

20

30

図 1 に示すように、ホストデバイス 3 は、 C P U 3 1 と、 R O M 3 2 と、 ハードディス クドライブ 3 3 (H D D) と、 R A M 3 4 と、ホストコントローラ 3 5 とを備える。これ らの構成部 3 1 ~ 3 5 は、バス B 2 を介して互いに接続されている。

[0047]

CPU31は、ホストデバイス3全体を制御する。ROM32は、CPU31が実行するファームウェアを記憶している。RAM34は、CPU31の動作領域である。ハードディスクドライブ33は、写真や動画などの各種のデータを記憶している。ホストコントローラ35は、メモリデバイス2へのアクセスを実行する。

[0048]

図2は、図1のメモリデバイス2の動作例を示すフローチャートである。図3は、図1のメモリデバイス2の動作例を示す模式図である。以下、図2および図3を用いてメモリデバイス2の動作の一例を説明する。

[0049]

図2に示すように、スクリプト処理部2311は、先ず、スクリプト記憶部251から第1スクリプトを読みだす(ステップS1)。この第1スクリプトの読みだしは、スクリプト処理部2311がホストデバイス3からのアクセスに従ってファームウェアを実行することを契機としてもよい。

[0050]

次いで、ハッシュ計算部 2 3 1 2 は、第 1 スクリプトと署名文字情報とに基づくハッシュ計算を行うことで、第 1 スクリプトを第 1 ハッシュ鍵へと暗号化する(ステップ S 2)

[0051]

次いで、スクリプト処理部2311は、ハッシュ計算で算出された第1ハッシュ鍵と、 ハッシュ鍵記憶部252に記憶されている第2ハッシュ鍵とを比較し、一致するか否かを 判定する(ステップS3)。

[0052]

そして、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵に一致する場合(ステップS3:Yes)、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに記述された秘匿情報記憶部27にアクセスする機能(スクリプト部分)をオン(有効)にする(ステップS4)。

[0053]

一方、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵に一致しない場合(ステップS3:No)、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに記述された秘匿情報記憶部27にアクセスする機能(スクリプト部分)をオフ(無効)にする(ステップS5)。

[0054]

次いで、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトを、実行の制限のない範囲(有効な範囲)で実行する(ステップS6)。

[0055]

なお、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプトを読みだし(ステップ S 1)した後に、第 1 スクリプトに秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセス機能が含まれているか否かを判定してもよい。この場合、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプトに当該アクセス機能が含まれている場合に、ハッシュ計算(ステップ S 2)に移行し、第 1 スクリプトに当該アクセス機能が含まれていない場合に、直ちに第 1 スクリプトの実行(ステップ S 6)に移行してもよい。

[0056]

例えば、図3Aに示すように、第2ハッシュ鍵H2_aがスクリプトaを暗号化したものであるのに対して、第1スクリプトが正規のスクリプトaである場合、ハッシュ計算で得られる第1ハッシュ鍵H1_aは、第2ハッシュ鍵H2_aに一致する。この場合、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトaにおける秘匿情報記憶部27へのアクセス機能を実行できる。

[0057]

50

10

20

30

一方、図3Bに示すように、第2ハッシュ鍵H2_aがスクリプトaを暗号化したものであるのに対して、第1スクリプトが正規のスクリプトaを改変したスクリプトbである場合、ハッシュ計算で得られる第1ハッシュ鍵H1_bは、第2ハッシュ鍵H2_aに一致しない。この場合、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトaにおける秘匿情報記憶部27へのアクセス機能を実行できない。

[0058]

また、図3Cに示すように、第2ハッシュ鍵を、スクリプトcを暗号化したH2_cに 更新する場合がある。第2ハッシュ鍵をH2_cに更新する場合は、同時に第1スクリプトをスクリプトcに更新する。

[0059]

そして、図3Cに示すように、第1スクリプトが更新後の正規のスクリプトcである場合、ハッシュ計算で得られる第1ハッシュ鍵 H 1 __ c は、更新後の第2ハッシュ鍵 H 2 __ c に一致する。この場合、スクリプト処理部2311は、更新後の第1スクリプトc における秘匿情報記憶部27へのアクセス機能を実行できる。

[0060]

以上説明したように、本実施形態によれば、第1ハッシュ鍵と第2ハッシュ鍵との比較結果に応じて秘匿情報記憶部27へのアクセスが制御されるので、ユーザが意図しないスクリプトが実行されることを制限できる。

[0061]

なお、実行が制限される第1スクリプトは、改変された第1スクリプトであればよく、 秘匿情報記憶部27にアクセスできるように改変されたものに限定されない。また、第1 スクリプトにおける実行が制限される内容は、秘匿情報記憶部27へのアクセスに限定されず、例えば、第1スクリプトの改変の態様に応じて異なってもよい。

[0062]

本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれると同様に、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれるものである。

【符号の説明】

[0063]

2 メモリデバイス

2 3 1 1 スクリプト処理部

2 3 1 2 ハッシュ計算部

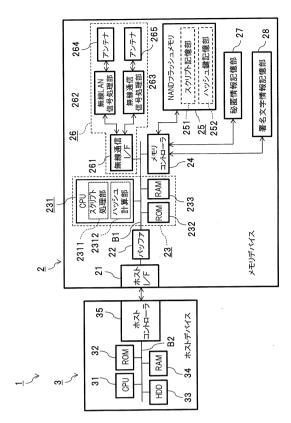
251 スクリプト記憶部

252 ハッシュ鍵記憶部

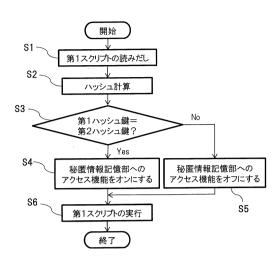
10

20

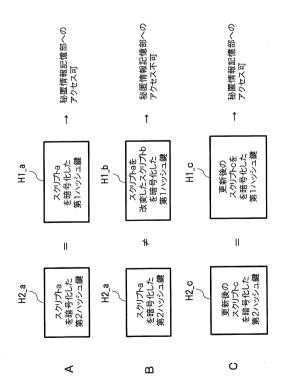
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

(74)代理人 100120385

弁理士 鈴木 健之

(72)発明者 伊藤 晋朗

東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

審査官 平井 誠

(56)参考文献 米国特許出願公開第2009/0106628 (US, A1)

国際公開第2013/094110(WO,A1)

特開2013-210972(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

G 0 6 F 2 1